

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 9月30日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社ファーマホールディング

【届出者の住所又は所在地】 札幌市中央区北十条西二十四丁目 3 番地

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 011(613)3113(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 平島 英治

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社ファーマホールディング
(札幌市中央区北十条西二十四丁目 3 番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ファーマホールディングをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社トータル・メディカルサービスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社トータル・メディカルサービス

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在において、医薬品等ネットワーク事業、調剤薬局事業、賃貸・設備関連事業及びその他事業を営む株式会社メディカルシステムネットワーク（以下「メディシス」といいます。）が、その議決権の90.2%を所有する連結子会社です。メディシスの株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されております。

この度、当社は、平成25年9月27日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）に上場している対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が平成25年8月12日に提出した第24期第1四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された対象者が平成25年6月30日現在所有する自己株式（294株）を除きます。）を対象として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

本公開買付けに関連して、当社は、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である大野繁樹氏（本書提出日現在の所有株式数816,000株、本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の対象者の発行済株式総数1,485,900株に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）54.92%（小数点以下第三位四捨五入。））との間で、その所有する対象者の普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成25年9月27日付で締結しております。本応募契約の概要については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」をご参照下さい。また、当社の親会社であるメディシスは、対象者との間で公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を平成25年9月27日付で締結しております。本公開買付契約の内容については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」をご参照ください。

本公開買付けにおいては、当社は、990,404株を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、当社が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限（990,404株）以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

なお、買付予定数の下限（990,404株）は、本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の対象者の発行済普通株式総数1,485,900株から、本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在対象者が所有する自己株式数294株を控除した株式数である1,485,606株の3分の2に相当する株式数となるよう設定したものであります。従って、応募株券等の総数が当該下限（990,404株）に満たない場合には、本公開買付けを行わないこととしております。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、対象者に対し、本公開買付け終了後に、当社が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続の実施を要請し、対象者を当社の完全子会社とする予定です（以下、本公開買付け及び対象者を当社の完全子会社とするための手続を総称して「本取引」といいます。）。

なお、平成25年9月27日に対象者が公表した「株式会社ファーマホールディングによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成25年9月27日開催の対象者の取締役会において、当社の意向、対象者の企業価値の向上に関する検討、下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書、同「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言及び同「対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」に記載の意見書その他の関連資料を踏まえ、また、後記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」「本公開買付けの背景等」及び「本公開買付け実施後の経営方針」に記載の内容を勘案し、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本取引が対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、取締役大野繁樹氏を除く取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役である大野繁樹氏は当社と本応募契約を締結していることから、本公開買付けについて対象者と利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

上記の取締役会には、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの背景等

当社グループは、メディシス、当社及びその他子会社16社より構成され（以下、メディシス、当社及びその他子会社16社を総称して「当社グループ」といいます。）、地域住民の皆様への「まちの灯り」として“健康に関する多様なサービスを提供する「地域薬局」”を理念に掲げ、在宅医療への取組み、薬剤師を初めとした社員のスキルアップ教育、患者の皆様が目線に立ったアメニティ改善など、薬局サービスの品質向上に努めております。また、より多くの皆様へサービスを提供するべく新規出店及びM&Aによる調剤薬局店舗網のドミナント化（一定の地域への集中的な出店）を推進しており、平成25年9月27日現在、282店舗の調剤薬局を運営しております。

一方、対象者グループは、対象者及び子会社3社で構成され（以下、対象者及び子会社3社を総称して「対象者グループ」といいます。）、調剤薬局事業及びメディカルサポート事業を主力事業としており、北部九州を中心に平成25年9月27日現在35店舗の調剤薬局を運営しています。「自分に厳しく、いのちに優しい会社」の基本理念のもと、医療提供機関として地域医療の一翼を担い、安心、安全をお届けする企業として医療サービスの向上に努め、永きにわたり地域医療への貢献を果たしています。

調剤薬局市場を取り巻く業界環境は、高齢化の進展や医薬分業率の上昇に伴い、市場規模拡大が見込まれる一方で、大手ドラッグストアによる調剤併設店の出店強化や、門前薬局主体で店舗展開をしてきた大手調剤薬局が新業態への積極的な事業展開を図るなど、競争が激化しております。また、薬価基準の引き下げや調剤報酬の改定など医薬費抑制施策が着実に実行されており、大きな転換期を迎えております。

かかる環境の下、当社は、当社グループと対象者グループが一体となることにより、調剤薬局事業において両社が保有する経営資源やノウハウを有効に活用し、シナジー効果を発揮することで企業価値向上が果たせることに加え、当社グループの拠点数が少なく、重点強化地域としている九州での店舗拡充及びブランド力向上に資し、人財確保等一層の経営基盤拡充の効果が見込まれると判断いたしました。さらに、当社は、両グループ間のシナジーを最大限発揮するためには、両グループ間においてより緊密な事業面での連携と組織再編が可能となり、かつ、経営資源やノウハウを最大限相互に有効活用することが見込まれる、当社による対象者の完全子会社化を実施することが最適であるとの判断に至り、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とした本公開買付けを実施する方針といたしました。

このような状況の中で、当社は、平成25年7月上旬頃から本公開買付けについての検討を開始し、平成25年7月下旬頃から対象者の代表取締役社長であり、筆頭株主である大野繁樹氏との間で協議を開始しました。その後、平成25年8月14日に、大野繁樹氏に対し、大野繁樹氏が保有する対象者普通株式(816,000株、所有割合:54.92%)の取得について意向表明書を提出し打診したところ、大野繁樹氏から前向きに検討する旨の回答を受け、大野繁樹氏が保有する対象者普通株式の取得に関する独占交渉権を取得しました。そこで、当社は、平成25年8月14日、対象者に対しても本公開買付けに係る意向を表明し、対象者の了解を得て、対象者に対するデュー・ディリジェンスを開始しました。その後、デュー・ディリジェンスの結果を受けて、大野繁樹氏と協議・交渉を続けるとともに、平成25年9月以降、対象者との間でも、本公開買付けの目的や背景、完全子会社化のメリット、公開買付け価格の算定の基礎及び経緯について説明を実施するなどし、協議・交渉を続けてまいりました。これらの協議・交渉を経て、平成25年9月27日開催の当社の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、大野繁樹氏との間で本応募契約を締結いたしました。

一方、対象者としても、平成22年6月に上場後、対象者単独での企業努力により企業価値を高めることに注力してきたところ、本取引を通じて当社の完全子会社となることにより、調剤薬局事業において当社の有する経営資源やノウハウを対象者においても有効に活用し、シナジー効果が十全に発揮され、対象者単独で企業努力を重ねる以上に、対象者の企業価値の向上が果たせると考えられるとのことです。

特に、すでに調剤薬局事業を全国展開している当社グループの一員となることは、当社グループのブランド力、新規出店及び教育等のノウハウ等も有効活用でき、規模拡大、人財確保等一層の経営基盤拡充の効果が見込まれると考えられるとのことです。

また、両グループの企業価値の最大化を目指すには、単なる資本提携や親子関係に留まらず、対象者が当社の完全子会社となり、柔軟かつ機動的な意思決定が可能な状況下で、両グループの経営資源やノウハウを有効活用しつつ、出店拡大、社員のスキルアップ等による従来サービスの品質向上、新サービスの提供等に取り組むことが最適であるとの考えに至ったとのことです。

本公開買付け実施後の経営方針

当社は、本公開買付け成立後、対象者の大株主として、対象者とのコミュニケーションを一層深めるとともに、対象者がこれまで推進されてきた事業運営方針をベースとして、当社リソースを活用し、更なる成長戦略の実現を目指す方針です。なお、対象者とのシナジーを早期に極大化するため、当社グループから対象者へ複数の取締役及び監査役を派遣する予定ですが、対象者の代表取締役社長である大野繁樹氏は、特段の事情がない限り、本公開買付けの成立後も引き続き代表取締役として対象者の経営にあたることを予定しております。その他、本公開買付けの成立後における対象者の役員構成の詳細については、本公開買付けの成立後、対象者と協議しながら決定していく予定です。以上の内容に関連して、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付け契約」に記載のとおり、当社の親会社であるメディシス及び対象者の間で締結された公開買付け契約において合意しております(かかる契約については、当社グループ全体に関わる事項が含まれることから、当社ではなく、当社の親会社であるメディシスが契約当事者となっております。)。

なお、当社は、対象者の完全子会社化後、対象者グループの事業の一体的・効率的な運営のために対象者と対象者の完全子会社（孫会社）であり、メディカルサポート事業を営んでいる株式会社ケイエム（以下「ケイエム」といいます。）との間で、対象者を存続会社として合併させることを検討しております。また、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」に記載のとおり、本応募契約上、平成27年3月期又は平成28年3月期におけるケイエムの営業利益が一定の水準を下回った場合において当社が要請したときは、大野繁樹氏は、ケイエムの株式又は事業を4億円にケイエムの現預金の金額（但し、有利子負債の金額を控除する。）を加算した金額で承継することとしております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である大野繁樹氏が当社と本応募契約を締結しており、必ずしも対象者の筆頭株主である大野繁樹氏と対象者の他の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施しております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、フロンティア・マネジメントは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

フロンティア・マネジメントは、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法、類似取引比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行い、当社はフロンティア・マネジメントから、平成25年9月27日に対象者の株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、フロンティア・マネジメントから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

フロンティア・マネジメントによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価平均法	999円～1,184円
類似会社比較法	638円～1,949円
類似取引比較法	1,311円～2,848円
DCF法	3,063円～4,275円

市場株価平均法では、平成25年9月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の基準日における終値1,049円、直近1ヶ月間の終値の平均値999円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値1,041円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値1,184円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を999円から1,184円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を638円から1,949円までと分析しております。

類似取引比較法では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内で過去数年に実施された調剤薬局を運営する会社の買収に関する公表取引における取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を1,311円から2,848円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を3,063円から4,275円までと分析しております。また、フロンティア・マネジメントがDCF法による算定の際に前提とした対象者の将来の収益予想は、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、これは主として、調剤薬局事業において現在計画中的の出店計画による収益を見込んでいるためです。

当社は、フロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結している大野繁樹氏との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年9月27日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり3,200円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格3,200円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年9月26日のJASDAQにおける対象者株式の終値1,049円に対して205.05%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のプレミアムを、平成25年9月26日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値999円に対して220.32%のプレミアムを、平成25年9月26日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値1,041円に対して207.40%のプレミアムを、平成25年9月26日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値1,184円に対して170.27%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。また、本公開買付け価格3,200円は、本書提出日の前営業日である平成25年9月27日のJASDAQにおける対象者株式の終値1,066円に対して200.19%のプレミアムを加えた価格であります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関として株式会社青山トラスト会計社（以下「青山トラスト」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、青山トラストは、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

青山トラストは、対象者株式について、市場株価平均法、類似上場会社比較法及びDCF法による算定を行い、対象者は青山トラストから、平成25年9月27日に、同日付の対象者の株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、青山トラストから本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

青山トラストによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

（算定方法の選定）

青山トラストは、以下の理由により、本算定における算定方法として、市場株価平均法、類似上場会社比較法、DCF法の3方法を選定し採用しているとのことです。

対象者株式がJASDAQ及び福岡証券取引所に上場していることから、市場を通じて不特定多数の当事者間の自由な取引により形成される市場株価は、当該企業の現在価値、収益力、投資リスク等を全て考慮した結果形成されたものであり、特定の者の主観を排除した客観的価格かつ妥当な価格であるという前提のもと、原則として、市場株価平均法を採用し、株式価値を算定しているとのことです。

しかしながら、対象者においては、上位株主10名で発行済株式数の79.37%を保有しており（平成25年3月31日現在）、株式の流動性は必ずしも十分でない可能性があるため、市場株価平均法のみでなく、ほかの算定方法も採用し多面的な評価を行っているとのことです。

次に、他社比較基準として、対象者と事業の類似性が認められる上場企業（類似上場会社）が複数社存在しているため、類似上場会社比較法を採用しています。類似上場会社比較法は、上記のとおり対象者株式の市場株価で存在する流動性不足による不完全性を補完することも可能にするものとしているとのことです。

一方、対象者の企業価値は、対象者が継続企業であり、対象者の株式価値算定において、会社の過去実績を体現した貸借対照表に表されるストック価値よりも、将来得られるフロー価値（ノウハウ等も含む）にあるものと考えられるとのことです。したがって、会社が将来生み出すフロー価値に着目する収益性基準の算定方法を採用することとしているとのことです。また、収益性基準の中でも、DCF法は、会計上の利益ではなく、現金等価物のフローに時間概念を取り入れて企業価値を算出する方法であり、組織体としての企業の動的価値を表わし、継続企業を評価するには理論的に最も優れ、本件に適した方法であるとして、これを採用しているとのことです。

（対象者の1株当たりの株式価値算定結果）

市場株価平均法	999円～1,075円
類似上場会社比較法	1,303円～2,501円
DCF法	1,856円～3,134円

市場株価平均法では、平成25年9月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の直近1週間の終値の単純平均値1,022円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値999円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,041円（小数点以下四捨五入）及び重要事実（平成25年3月期決算短信）公表日の翌営業日（平成25年5月15日）以降基準日までの終値の平均値1,075円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を999円から1,075円までと分析しているとのことです。

次に、類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標として、PER、EV/EBIT、EV/EBITDA、EV/売上高、PBRとの比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,303円から2,501円までと分析しているとのことです。

最後に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,856円から3,134円までと分析しているとのことです。また、青山トラストがDCF法による算定の際に前提とした対象者の将来の収益予想は、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれますが、これは主として調剤薬局事業において現在計画中的の出店計画による収益を見込んでいるためであるとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして隼あすか法律事務所を選任し、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、当社は、支配株主である大野繁樹氏と本応募契約を締結しており、大野繁樹氏から対象者株式を取得することを前提に本公開買付けを行うことから、対象者の取締役会による本公開買付けに対する意見表明は、支配株主との重要な取引等に該当することです。また、本公開買付けが成立し、当社が支配株主となった後に予定されている対象者を当社の完全子会社とする本取引を実施することも、支配株主との重要な取引等に該当することです。そのため、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び大野繁樹氏と利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届出している）山崎義孝氏及び高木基成氏に対し、本公開買付けに対する対象者による意見表明の決定及び対象者を公開買付者の完全子会社とする本取引の実施が、それぞれの取引等における少数株主にとって不利益ではないことに関する意見の検討を依頼したとのことです。具体的には、対象者は、山崎義孝氏及び高木基成氏に対し、本公開買付けを含む本取引について、(a)本取引の目的の公正性（本取引による対象者企業価値の向上の有無）、(b)本取引に係る交渉過程の手續の公正性、(c)本取引により対象者の少数株主に交付される対価の妥当性、及び(d)上記(a)ないし(c)を前提に本取引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問したとのことです。

これを受け、山崎義孝氏及び高木基成氏は、上記諮問事項について検討の結果、平成25年9月27日に対象者に対し、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)本取引に係る交渉過程の手續は公正であると認められ、また、(c)本公開買付価格を含む、本取引により対象者の少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

具体的には、山崎義孝氏及び高木基成氏は、本公開買付けの目的及びこれにより向上することが見込まれる企業価値の具体的内容について対象者より、本公開買付けに対する対象者の取締役会による意思決定の方法及び過程並びに本公開買付け手續の適法性等についてリーガルアドバイザーである隼あすか法律事務所より、株式価値算定書に基づく対象者の普通株式の価値評価について株式価値算定書を作成した第三者機関である青山トラストより、それぞれ説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。

そのうえで、山崎義孝氏及び高木基成氏は、対象者からの諮問事項につき、慎重に検討を行った結果、本公開買付けは、調剤薬局事業において両社が保有する経営資源やノウハウを有効に活用し、シナジー効果を発揮することで双方の企業価値を向上させようとするものであり、本「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の措置等により、株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保がなされており、本公開買付価格及び本公開買付け後の少数株式取得時の価格も相当であることから、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資するものであって、その目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手續は公正であると認められ、(c)本公開買付価格を含む、本取引により対象者の少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないとの判断に至ったとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、青山トラストより取得した株式価値算定書、隼あすか法律事務所から得た法的助言、当社及び大野繁樹氏と利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届出している）山崎義孝氏及び高木基成氏による意見その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年9月27日開催の取締役会において、大野繁樹氏を除く取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役である大野繁樹氏は当社と本応募契約を締結していることから、本公開買付けについて対象者と利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

上記の取締役会には、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、35営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも対象者株式に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付けの成立後において、以下に述べる方法により、対象者の株主を当社のみとするための手続を実施することを予定しております。

完全子会社化を実施する場合の具体的手続としては、本公開買付けが成立した後に、対象者は、(a)普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、(b)上記(a)による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び(c)対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別の種類の対象者株式を交付すること（但し、当該別個の種類の対象者株式について上場申請は行わない予定です。）を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を平成26年2月を目処に開催し、上記(a)ないし(c)を上程すること、及び上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日と同日に開催し、上記(b)を上程することを対象者に要請する予定です。なお、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、当社は、それぞれ上記各議案に賛成する予定です。

本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様（但し、対象者を除きます。）には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該別の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類の対象者株式の売却の結果、当該株主の皆様には、本公開買付価格（3,200円）に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者株式の内容及び数は、本書提出日現在未定であります。当該株式の数については、対象者の株主が当社のみとなるよう、当社以外を対象者の株主で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付される対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、()上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められており、また、()上記(c)の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの()又は()の方法による1株当たりの買取価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。また、上記(a)ないし(c)の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の対象者普通株式の所有状況又は当社以外を対象者の株主の皆様を対象者普通株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法に変更し、また、上記方法又は当該他の方法の実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、当社以外を対象者の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、対象者の株主が当社のみとなることを予定しており、この場合において当社以外を対象者の株主の皆様には、本公開買付価格（3,200円）に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示します。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、JASDAQ及び福岡証券取引所に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、JASDAQ及び福岡証券取引所の上場廃止基準に従って、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することを予定しておりますので、その結果、上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQ及び福岡証券取引所において取引することができなくなります。また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われず、上場廃止となる見込みです。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

本応募契約

当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である大野繁樹氏との間で、大野繁樹氏が本書提出日現在所有する対象者の普通株式の全て（816,000株、所有割合：54.92%）について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を平成25年9月27日付で締結しております。なお、大野繁樹氏は、(a)当社の本応募契約上の表明保証（注1）が真実かつ正確ではない場合、(b)当社に本応募契約上の義務（注2）の違反がある場合、(c)適用ある法令等に従い本公開買付けの開始に必要な手続の全てが採られていない場合、本公開買付けに応募せず、又は本応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、大野繁樹氏がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。なお、大野繁樹氏が本応募契約において応募することが予定されている対象者普通株式の全部又は一部を本公開買付けに応募しなかった場合には、買付予定数の下限に達せず、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。

また、本応募契約上、平成27年3月期又は平成28年3月期におけるケイエムの営業利益が一定の水準を下回った場合において当社が要請したときは、大野繁樹氏は、ケイエムの株式又は事業を4億円にケイエムの現預金の金額（但し、有利子負債の金額を控除する。）を加算した金額で承継することとしております。

（注1）本応募契約においては、（ ）当社の適法な設立及び有効な存続、権利能力・行為能力、（ ）法令等・社内規則に従った手続の履践、（ ）本応募契約の執行可能性、（ ）当社が反社会的勢力との関与がなく、反社会的行為を行っていないこと、（ ）法令等・社内規則・契約・政府機関の処分への違反の不存在、（ ）当社の資力が当社の表明保証事項とされております。

（注2）本応募契約において、当社は、（ ）法令等に従って本公開買付けを開始するために必要な準備を行う義務、（ ）当社の表明保証違反となる行為を行わず、表明保証違反若しくはそのおそれ又は本応募契約上の義務の違反が生じた場合には、その内容を直ちに大野繁樹氏に通知する義務、（ ）秘密保持の義務、（ ）契約上の地位及び権利義務の譲渡禁止の義務を負っています。

本公開買付契約

メディシスは、対象者との間で本公開買付契約を平成25年9月27日付で締結しております。本公開買付契約の概要は以下のとおりです。

- (a) 対象者は、本公開買付契約の締結後速やかに賛同決議を公表し、意見表明報告書を提出する。対象者は、本公開買付けの買付期間が満了するまでの間賛同決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとする。
- (b) 対象者は、対象者の業務等について、インサイダー取引規制の対象となる未公表の重要事実が存在しないことを確認し、本公開買付契約締結日以降に未公表の重要事実が生じた場合は、メディシスと協議の上、法令に定める方法により公表するものとする。
- (c) 本公開買付けが成立し、かつ、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合、対象者は全部取得条項付種類株式によるスクイズアウト手続きを実施する。
- (d) 本公開買付け成立後の公開買付者及び対象者の経営体制に関し、（ ）大野繁樹氏が、特段の事情がない限り、本公開買付けの成立後も対象者の代表取締役として対象者の経営を行うものとし、その他の対象者の役員構成の詳細については、本公開買付けの成立後、メディシスと対象者が協議の上決定する、（ ）メディシスは、対象者の役員として、当社グループより複数名の取締役及び監査役を指名する、（ ）メディシスは、本公開買付けが成立した場合、大野繁樹氏を公開買付者の役員に指名する、（ ）対象者は、本公開買付けが成立した場合、対象者の取締役会及び経営会議に、メディシスが指定する者若干名をオブザーバーとして参加させる。
- (e) 対象者は、善良なる管理者の注意をもって、かつ、本公開買付契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務遂行の方法により、対象者の業務の執行及び財産の管理・運営を行う。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年9月30日（月曜日）から平成25年11月19日（火曜日）まで（35営業日）
公告日	平成25年9月30日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金3,200円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメントに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、フロンティア・マネジメントは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>フロンティア・マネジメントは、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法、類似取引比較法及びDCF法による算定を行い、当社はフロンティア・マネジメントから、平成25年9月27日に対象者の株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、フロンティア・マネジメントから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>フロンティア・マネジメントによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：999円～1,184円 類似会社比較法：638円～1,949円 類似取引比較法：1,311円～2,848円 DCF法：3,063円～4,275円</p>

市場株価平均法では、平成25年9月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の基準日における終値1,049円、直近1ヶ月間の終値の平均値999円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値1,041円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値1,184円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を999円から1,184円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を638円から1,949円までと分析しております。

類似取引比較法では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内で過去数年に実施された調剤薬局を運営する会社の買収に関する公表取引における取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を1,311円から2,848円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を3,063円から4,275円までと分析しております。また、フロンティア・マネジメントがDCF法による算定の際に前提とした対象者の将来の収益予想は、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、これは主として、調剤薬局事業において現在計画中の出店計画による収益を見込んでいるためです。

当社は、フロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結している大野繁樹氏との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年9月27日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり3,200円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格3,200円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年9月26日のJASDAQにおける対象者株式の終値1,049円に対して205.05%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のプレミアムを、平成25年9月26日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値999円に対して220.32%のプレミアムを、平成25年9月26日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値1,041円に対して207.40%のプレミアムを、平成25年9月26日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値1,184円に対して170.27%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。また、本公開買付け価格3,200円は、本書提出日の前営業日である平成25年9月27日のJASDAQにおける対象者株式の終値1,066円に対して200.19%のプレミアムを加えた価格であります。

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>調剤薬局市場を取り巻く業界環境は、高齢化の進展や医薬分業率の上昇に伴い、市場規模拡大が見込まれる一方で、大手ドラッグストアによる調剤併設店の出店強化や、門前薬局主体で店舗展開をしてきた大手調剤薬局が新業態への積極的な事業展開を図るなど、競争が激化しております。また、薬価基準の引き下げや調剤報酬の改定など医薬費抑制施策が着実に実行されており、大きな転換期を迎えております。</p> <p>かかる環境の下、当社は、当社グループと対象者グループが一体となることにより、調剤薬局事業において両社が保有する経営資源やノウハウを有効に活用し、シナジー効果を発揮することで企業価値向上が果たせることに加え、当社グループの拠点数が少なく、重点強化地域としている九州での店舗拡充及びブランド力向上に資し、人財確保等一層の経営基盤拡充の効果が見込まれると判断いたしました。さらに、当社は、両グループ間のシナジーを最大限発揮するためには、両グループ間においてより緊密な事業面での連携と組織再編が可能となり、かつ、経営資源やノウハウを最大限相互に有効活用することが見込まれる、当社による対象者の完全子会社化を実施することが最適であるとの判断に至り、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とした本公開買付けを実施する方針といたしました。</p> <p>このような状況の中で、当社は、平成25年7月上旬頃から本公開買付けについての検討を開始し、平成25年7月下旬頃から対象者の代表取締役社長であり、筆頭株主である大野繁樹氏との間で協議を開始しました。その後、平成25年8月14日に、大野繁樹氏に対し、大野繁樹氏が保有する対象者普通株式(816,000株、所有割合:54.92%)の取得について意向表明書を提出し打診したところ、大野繁樹氏から前向きに検討する旨の回答を受け、大野繁樹氏が保有する対象者普通株式の取得に関する独占交渉権を取得しました。そこで、当社は、平成25年8月14日、対象者に対しても本公開買付けに係る意向を表明し、対象者の了解を得て、対象者に対するデュー・ディリジェンスを開始しました。その後、デュー・ディリジェンスの結果を受けて、大野繁樹氏と協議・交渉を続けるとともに、平成25年9月以降、対象者との間でも、本公開買付けの目的や背景、完全子会社化のメリット、公開買付価格の算定の基礎及び経緯について説明を実施するなどし、協議・交渉を続けてまいりました。これらの協議・交渉を経て、平成25年9月27日開催の当社の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、同取締役会決議において、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。</p>
-------	---

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメントに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、フロンティア・マネジメントは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

フロンティア・マネジメントは、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法、類似取引比較法及びDCF法による算定を行い、当社はフロンティア・マネジメントから、平成25年9月27日に対象者の株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、フロンティア・マネジメントから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当該意見の概要

フロンティア・マネジメントによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価平均法：999円～1,184円

類似会社比較法：638円～1,949円

類似取引比較法：1,311円～2,848円

DCF法：3,063円～4,275円

市場株価平均法では、平成25年9月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の基準日における終値1,049円、直近1ヶ月間の終値の平均値999円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値1,041円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値1,184円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を999円から1,184円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を638円から1,949円までと分析しております。

類似取引比較法では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内で過去数年に実施された調剤薬局を運営する会社の買収に関する公表取引における取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を1,311円から2,848円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を3,063円から4,275円までと分析しております。また、フロンティア・マネジメントがDCF法による算定の際に前提とした対象者の将来の収益予想は、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、これは主として、調剤薬局事業において現在計画中的の出店計画による収益を見込んでいるためです。

当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、フロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結している大野繁樹氏との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年9月27日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり3,200円とすることを決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社及び対象者は、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である大野繁樹氏が当社と本応募契約を締結しており、必ずしも対象者の筆頭株主である大野繁樹氏と対象者の他の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施しております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメントに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、フロンティア・マネジメントは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

フロンティア・マネジメントは、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法、類似取引比較法及びDCF法による算定を行い、当社はフロンティア・マネジメントから、平成25年9月27日に対象者の株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、フロンティア・マネジメントから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

当社は、フロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結している大野繁樹氏との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年9月27日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり3,200円とすることを決定いたしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関として青山トラストに対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、青山トラストは、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

青山トラストは、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、対象者は青山トラストから、平成25年9月27日に、同日付の対象者の株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、青山トラストから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

青山トラストによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりであるとのことです。

（算定方法の選定）

青山トラストは、以下の理由により、本算定における算定方法として、市場株価平均法、類似上場会社比較法、DCF法の3方法を選定し採用しているとのことです。

対象者株式がJASDAQ及び福岡証券取引所に上場していることから、市場を通じて不特定多数の当事者間の自由な取引により形成される市場株価は、当該企業の現在価値、収益力、投資リスク等を全て考慮した結果形成されたものであり、特定の者の主観を排除した客観的価格かつ妥当な価格であるという前提のもと、原則として、市場株価平均法を採用し、株式価値を算定しているとのことです。

しかしながら、対象者においては、上位株主10名で発行済株式数の79.37%を保有しており（平成25年3月31日現在）、株式の流動性は必ずしも十分でない可能性があるため、市場株価平均法のみでなく、ほかの算定方法も採用し多面的な評価を行っているとのことです。

次に、他社比較基準として、対象者と事業の類似性が認められる上場企業（類似上場会社）が複数社存在しているため、類似上場会社比較法を採用しています。類似上場会社比較法は、上記のとおり対象者株式の市場株価で存在する流動性不足による不完全性を補完することも可能にするものとしているとのことです。

一方、対象者は、継続企業であり、対象者の株式価値算定において、会社の過去実績を体現した貸借対照表に表されるストック価値よりも、将来得られるフロー価値（ノウハウ等も含む）にあるものと考えられるとのことです。したがって、会社が将来生み出すフロー価値に着目する収益性基準の算定方法を採用することとしております。また、収益性基準の中でも、DCF法は、会計上の利益ではなく、現金等価物のフローに時間概念を取り入れて企業価値を算出する方法であり、組織体としての企業の動的価値を表わし、継続企業を評価するには理論的に最も優れ、本件に適した方法であるとして、これを採用しているとのことです。

(対象者の1株当たりの株式価値算定結果)

市場株価平均法	999円～1,075円
類似上場会社比較法	1,303円～2,501円
D C F 法	1,856円～3,134円

市場株価平均法では、平成25年9月26日を基準日として、J A S D A Qにおける対象者の普通株式の普通取引の直近1週間の終値の単純平均値1,022円(小数点以下四捨五入)、直近1ヶ月間の終値の単純平均値999円(小数点以下四捨五入)、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,041円(小数点以下四捨五入)及び重要事実(平成25年3月期決算短信)公表日の翌営業日(平成25年5月15日)以降基準日までの終値の平均値1,075円(小数点以下四捨五入)をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を999円から1,075円までと分析しているとのことです。

次に、類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標として、P E R、E V / E B I T、E V / E B I T D A、E V / 売上高、P B Rとの比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,303円から2,501円までと分析しているとのことです。

最後に、D C F 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,856円から3,134円までと分析しているとのことです。また、青山トラストがD C F 法による算定の際に前提とした対象者の将来の収益予想は、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれますが、これは主として調剤薬局事業において現在計画中的の出店計画による収益を見込んでいるためです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして隼あすか法律事務所を選任し、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、当社は、支配株主である大野繁樹氏と本応募契約を締結しており、大野繁樹氏から対象者株式を取得することを前提に本公開買付けを行うことから、対象者の取締役会による本公開買付けに対する意見表明は、支配株主との重要な取引等に該当するとのことです。また、本公開買付けが成立し、当社が支配株主となった後に予定されている対象者を当社の完全子会社とする本取引を実施することも、支配株主との重要な取引等に該当するとのことです。そのため、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び大野繁樹氏と利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届出している）山崎義孝氏及び高木基成氏に対し、本公開買付けに対する対象者による意見表明の決定及び対象者を公開買付者の完全子会社とする本取引の実施が、それぞれの取引等における少数株主にとって不利益ではないことに関する意見の検討を依頼したとのことです。具体的には、対象者は、山崎義孝氏及び高木基成氏に対し、本公開買付けを含む本取引について、(a)本取引の目的の公正性（本取引による対象者企業価値の向上の有無）、(b)本取引に係る交渉過程の公正性、(c)本取引により対象者の少数株主に交付される対価の妥当性、及び(d)上記(a)ないし(c)を前提に本取引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問したとのことです。

これを受け、山崎義孝氏及び高木基成氏は、上記諮問事項について検討の結果、平成25年9月27日に対象者に対し、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c)本公開買付価格を含む、本取引により対象者の少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

具体的には、山崎義孝氏及び高木基成氏は、本公開買付けの目的及びこれにより向上することが見込まれる企業価値の具体的内容について対象者より、本公開買付けに対する対象者の取締役会による意思決定の方法及び過程並びに本公開買付け手続の適法性等についてリーガルアドバイザーである隼あすか法律事務所より、株式価値算定書に基づく対象者の普通株式の価値評価について株式価値算定書を作成した第三者機関である青山トラストより、それぞれ説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。

そのうえで、山崎義孝氏及び高木基成氏は、対象者からの諮問事項につき、慎重に検討を行った結果、本公開買付けは、調剤薬局事業において両社が保有する経営資源やノウハウを有効に活用し、シナジー効果を発揮することで双方の企業価値を向上させようとするものであり、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の措置等により、株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保がなされており、本公開買付価格及び本公開買付け後の少数株式取得時の価格も相当であることから、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資するものであって、その目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付価格を含む、本取引により対象者の少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないとの判断に至ったとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、青山トラストより取得した株式価値算定書、隼あすか法律事務所から得た法的助言、当社及び大野繁樹氏と利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届出している）山崎義孝氏及び高木基成氏による意見その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年9月27日開催の取締役会において、大野繁樹氏を除く取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役である大野繁樹氏は当社と本応募契約を締結していることから、本公開買付けについて対象者と利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

上記の取締役会には、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

	<p>本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保</p> <p>当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、35営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも対象者株式に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,485,606(株)	990,404(株)	(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(990,404株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(990,404株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、買付予定数の下限(990,404株)は、本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の対象者の発行済普通株式総数1,485,900株から、本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在対象者が所有する自己株式数294株を控除した株式数である1,485,606株の3分の2に相当する株式数となるよう設定したものであります。
- (注2) 本公開買付けは、当社が対象者の発行済普通株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限(990,404株)以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である1,485,606株を記載しております。当該最大数は、本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の対象者の発行済普通株式総数1,485,900株から、本四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在対象者が所有する自己株式数294株を控除した株式数1,485,606株になります。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	14,856
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(j)	14,854
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(1,485,606株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、本四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数(14,854個)に、本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の対象者の単元未満株式300株から本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在対象者が所有する単元未満自己株式94株を控除した206株に係る議決権の数(2個)を加えた議決権の数(14,856個)を、「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成25年9月27日に公正取引委員会に対して事前届出を行っており、同日受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成25年10月27日の経過をもって、取得禁止期間は満了する予定です。なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が満了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本届出書の訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、事前届出に関し、（ ）公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる排除措置命令を受けた場合、（ ）措置期間が満了しない場合、若しくは、（ ）公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人
大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の16時までに応募して下さい。

本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意下さい。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等につきましては、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「（8）その他」をご参照下さい。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。（注4）

（注1）本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

- | | | |
|----|-----|---|
| 個人 | ・・・ | 印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等（氏名、住所、及び生年月日の記載があるもの） |
| 法人 | ・・・ | 登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業内容の記載のあるもの） |

外国人株主等・・・ 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、及び生年月日の記載のあるもの。法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業内容の記載のあるもの。）。

法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合には、別途事業内容の確認できる書類（居住者の本人確認書類に準じた書類又は日本国若しくは外国の法令により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載のあるもの）の提出が必要となります。

（注2）取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをご知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注3）株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（注4）特別口座からの振替手続

上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

（その他の大和証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	4,753,939,200
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	40,000,000円
その他(c)	3,737,000円
合計(a) + (b) + (c)	4,797,676,200円

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,485,606株)に1株当たりの買付価格(3,200円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
医薬品等ネットワーク事業、調剤薬局事業、賃貸・設備関連事業及びその他事業	株式会社メディカルシステムネットワーク (札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地)	買付け等に要する資金の借入れ (注)	5,000,000
計(c)			5,000,000

(注) メディシスは、当社の議決権の90.2%を所有する当社の親会社です。当社は上記金額の裏付けとして、メディシスから、当社と別途協議の上定める具体的条件(金利・期間等)により、50億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書(本書の添付書類)を平成25年9月27日付で取得しております。また、メディシスは、当該融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行からそれぞれ30億円及び20億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書(本書の添付書類)を平成25年9月26日付で取得しております。当該融資証明書に係る融資契約において、貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

5,000,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年11月26日（火曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「（1）法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「（2）公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（990,404株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（990,404株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、事前届出に関し、（ ）公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる排除措置命令を受けた場合、（ ）措置期間が満了しない場合、若しくは、（ ）公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
平成12年3月	調剤薬局運営会社の持株会社として、北海道札幌市に資本金を107,500,000円とする会社として設立
平成17年10月	株式会社サンメディック、株式会社日本サンメディックスの株式を100%取得し子会社化
平成17年10月	株式会社阪急共栄ファーマシー（現株式会社共栄ファーマシー）の株式を100%取得し子会社化
平成19年1月	有限会社シー・アール・メディカル（現株式会社シー・アール・メディカル）の出資口を100%取得し子会社化
平成23年11月	有限会社佐伯薬局（現株式会社九州ファーマシー）の株式を100%取得し子会社化
平成24年4月	株式会社アポファーマシーの株式を100%取得し子会社化
平成24年4月	株式会社富岡調剤薬局の株式を100%取得し子会社化
平成24年11月	株式会社エムエスシイの株式を100%取得し子会社化
平成25年8月	株式会社いつきの株式を100%取得し子会社化

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- (1) 医薬品の製造及び販売
- (2) 化学薬品、工業製品、医療用機械器具の販売
- (3) 化粧品、乳製品の販売
- (4) 毒物、劇物の販売
- (5) 薬局の経営
- (6) 株式所有により子会社とすることができる会社の経営管理
- (7) 労働者派遣事業
- (8) 有料職業紹介事業
- (9) 医療経営コンサルタント事業
- (10) 病院及び調剤薬局の報酬請求事務並びに病院一般事務の受託
- (11) 医療及び医療事務に関する講習会、研修会の開催及び看護スタッフ並びに介護スタッフの教育訓練業務
- (12) 医療記録の管理と管理業務の代行
- (13) 前各号に付帯する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、調剤薬局の経営管理を主たる事業の内容としています。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年9月30日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
107,500,000	2,150

【大株主】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 （株）	発行済株式の総 数に対する所有 株式の数の割合 （％）
株式会社メディカルシ テムネットワーク	札幌市中央区北十条西二十四丁目3番 地	1,940	90.2
アルフレッサ ホールデ ィングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	210	9.8
計	-	2,150	100.0

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年9月30日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 （千株）
代表取締役 会長	-	本間 克明	昭和29年7月11日生	昭和56年3月 メディカル山形薬品㈱入社 平成3年5月 (有)フロンティア調剤 代表取締役 就任 平成5年3月 ㈱北海道医薬総合研究所 代表取 締役就任 平成12年3月 ㈱ファーマホールディング 代表 取締役社長就任 平成19年12月 同社代表取締役会長就任（現任）	0
代表取締役 社長	-	秋野 治郎	昭和23年5月7日生	昭和46年3月 一の山形薬業㈱入社 昭和58年1月 (有)一の秋野 代表取締役就任 平成11年9月 ㈱メディカルシステムネットワ ーク代表取締役専務就任（現任） 平成16年9月 ㈱ファーマホールディング代表取 締役社長就任（現任）	0
代表取締役 副社長	-	船本 一宏	昭和33年7月8日生	平成12年12月 ㈱ファーマホールディング代表取 締役就任 平成17年8月 ㈱エスケイアイファーマシー代表 取締役就任 平成17年12月 ㈱ファーマホールディング代表取 締役副社長就任（現任） 平成22年11月 ㈱共栄ファーマシー代表取締役就 任（現任）	0

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 副社長	-	田中 顯彦	昭和18年10月11日生	昭和41年4月 武田薬品工業㈱入社 平成15年6月 ㈱クラヤ三星堂(現㈱メディパル ホールディングス)常勤監査役就 任 平成19年6月 ㈱ファーマホールディング入社 平成19年7月 同社代表取締役副社長就任(現 任)	0
代表取締役 副社長	-	木村 太郎	昭和19年1月11日生	昭和41年4月 ㈱三星堂(現㈱メディパルホール ディングス)入社 平成19年8月 ㈱日医工入社 平成21年1月 ㈱ファーマホールディング入社 平成22年12月 同社代表取締役副社長就任(現 任) 平成23年11月 ㈱九州ファーマシー代表取締役就 任(現任) 平成25年7月 ㈱H & M取締役就任(現任)	0
代表取締役 専務	-	常見 邦順	昭和31年12月4日生	昭和60年4月 ㈱大高酵素小樽研究所入社 昭和61年4月 ㈱化合物安全性研究所入社 平成7年6月 ㈹コスモス調剤入社 平成10年2月 ㈱グランドスラム代表取締役専務 就任 平成12年12月 ㈱ファーマホールディング取締役 専務就任 平成18年12月 同社代表取締役専務就任(現任)	0
取締役	事業統括本部 副本部長	滝谷 敦	昭和34年12月25日生	昭和57年4月 苫小牧信用金庫入庫 平成6年7月 ㈹苫小牧調剤入社 平成12年12月 ㈱ファーマホールディング入社 平成12年12月 同社取締役就任(現任)	0
取締役	総務部長	兼田 健二	昭和34年11月2日生	平成9年4月 ㈱南空知調剤入社 平成18年6月 ㈱ファーマホールディング入社 平成22年12月 同社取締役就任(現任)	0
取締役	事業統括本部 副本部長	山田 修平	昭和46年4月4日生	平成7年4月 富士ゼロックス㈱入社 平成18年5月 ㈱メディカルシステムネットワー ク入社 平成22年12月 同社秘書室室長就任 平成24年9月 ㈱ファーマホールディング取締役 就任(現任)	0
取締役	事業統括本部 副本部長	平野 智彦	昭和47年7月5日生	平成9年2月 ㈱北海道医薬総合研究所入社 平成12年9月 ㈱ファーマホールディング入社 平成18年1月 同社営業企画部長就任 平成20年12月 ㈱コムファ取締役就任(現任) 平成24年9月 ㈱ファーマホールディング取締役 就任(現任)	0

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	-	田尻 稲雄	昭和23年5月20日生	昭和49年3月 一の山形薬業(株)入社 昭和56年1月 メディカル山形薬品(株)入社 平成元年11月 同社代表取締役就任 平成3年6月 (株)秋山愛生館(現(株)スズケン)取締役就任 平成11年9月 (株)メディカルシステムネットワーク代表取締役社長就任(現任) 平成12年4月 社会福祉法人ノマド福祉会理事長就任(現任) 平成16年9月 (株)ファーマホールディング取締役就任(現任) 平成16年12月 (株)日本レーベン代表取締役就任(現任) 平成17年2月 (株)エムエムネット代表取締役就任 平成25年4月 (株)エスエムオーメディス代表取締役就任(現任) 平成25年7月 (株)H & M代表取締役就任(現任)	0
取締役	-	沖中 恭幸	昭和18年2月17日生	昭和42年6月 ホシ伊藤(株)(現(株)ほくやく)入社 昭和60年2月 (有)システム・フォー(現(株)システム・フォー)取締役就任 昭和62年4月 同社代表取締役就任(現任) 平成11年9月 (株)メディカルシステムネットワーク代表取締役副社長就任(現任) 平成16年9月 (株)ファーマホールディング取締役就任(現任)	0
取締役	-	川島 龍一	昭和30年5月11日生	昭和63年5月 (株)マック入社 平成13年5月 (株)ファーマホールディング入社 平成13年12月 同社取締役就任(現任) 平成16年12月 (株)メディカルシステムネットワーク取締役経理担当就任 平成17年12月 同社常務取締役就任 平成19年12月 同社専務取締役就任(現任)	0
取締役	-	田中 義寛	昭和44年12月4日生	平成4年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行)入行 平成18年6月 (株)メディカルシステムネットワーク入社 経営企画部長就任 平成18年12月 同社取締役経営企画部長就任 平成20年12月 同社常務取締役経営企画部長就任 平成24年9月 (株)ファーマホールディング取締役就任(現任) 平成24年10月 (株)メディカルシステムネットワーク常務取締役(現任) 平成25年7月 (株)H & M常務取締役就任(現任)	0

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	-	坂下 誠	昭和32年5月23日生	平成13年5月 (株)ファーマホールディング入社 平成16年12月 (株)メディカルシステムネットワーク取締役就任 平成17年6月 (株)エイ・ケイ・ケイ代表取締役就任 平成17年12月 (株)メディカルシステムネットワーク取締役退任 平成19年12月 (株)メディカルシステムネットワーク入社 総務部長就任 平成20年12月 同社取締役総務部長就任 平成22年12月 同社常務取締役総務部長就任 平成24年4月 同社常務取締役(現任) 平成24年9月 (株)ファーマホールディング取締役就任(現任)	0
取締役	-	徳田 孝幸	昭和39年3月16日生	昭和61年4月 (株)秋山愛生館入社 平成8年10月 (有)コスモス調剤入社 平成17年1月 (株)コムファ取締役就任 平成17年1月 (株)ファーマホールディング取締役就任(現任) 平成17年10月 (株)コムファ代表取締役就任(現任)	0
取締役	開発営業部長	枝廣 誠彦	昭和40年7月12日生	昭和63年4月 北海道議会議員高橋文明事務所入所 平成元年4月 東宝証券(株)入社 平成7年3月 (株)日本レーベン入社 平成17年7月 同社代表取締役就任(現任) 平成24年9月 (株)ファーマホールディング取締役就任(現任)	0
取締役	-	中村 文隆	昭和42年6月16日生	平成3年4月 (株)北洋銀行入行 平成8年4月 メディカル山形薬品(株)入社 平成12年12月 (株)ファーマホールディング入社 平成12年12月 同社取締役就任(現任) 平成18年2月 (株)メディカルシステムネットワーク入社	0
監査役	-	榎本 政幸	昭和29年4月23日生	昭和52年4月 (株)秋山愛生館(現(株)スズケン)入社 平成12年1月 (株)紋別ファーマシー入社 平成17年8月 (有)カズエンタープライズ取締役就任 平成17年10月 (株)サンメディック取締役就任 平成18年7月 同社代表取締役就任 平成24年9月 (株)ファーマホールディング監査役就任(現任)	0

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
監査役	-	畑下 正行	昭和33年7月31日生	昭和57年4月 安田信託銀行(株)(現みずほ信託銀行(株))入社 平成19年10月 (株)メディカルシステムネットワーク入社 平成19年12月 同社常勤監査役就任(現任) 平成24年6月 (株)ファーマホールディング監査役就任(現任)	0
監査役	-	米屋 佳史	昭和35年2月17日生	昭和62年4月 札幌弁護士会弁護士登録 昭和62年4月 橋本昭夫法律事務所勤務 平成3年4月 米屋佳史法律事務所(現米屋・林法律事務所)開設(現任) 平成12年4月 (株)メディカルシステムネットワーク監査役就任(現任) 平成12年9月 (株)日本レーベン監査役就任(現任) 平成13年12月 (株)ファーマホールディング監査役就任(現任)	0
計					0

(注) 監査役畑下正行氏及び米屋佳史氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の第14期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

(単位：千円)

	注記 番号	第14期事業年度 (平成25年3月31日)	構成比 (%)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		33,506	
売掛金		51,158	
短期貸付金		643,956	
前払費用		10,924	
繰延税金資産		11,903	
その他		82,547	
流動資産合計		833,996	6.5
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物		31,026	
減価償却累計額		12,818	
建物及び構築物（純額）		18,208	
車両運搬具		605	
減価償却累計額		-	
車両運搬具（純額）		605	
工具、器具及び備品		15,038	
減価償却累計額		11,070	
工具、器具及び備品（純額）		3,968	
土地		83,411	
リース資産		42,733	
減価償却累計額		25,019	
リース資産（純額）		17,713	
有形固定資産合計		123,908	1.0
無形固定資産			
ソフトウェア		433	
その他		1,380	
無形固定資産合計		1,813	0.0
投資その他の資産			
関係会社株式		9,764,308	
長期貸付金		582	
関係会社長期貸付金		2,076,143	
差入保証金		57,678	
繰延税金資産		15,535	
その他		1,379	

(単位：千円)

	注記 番号	第14期事業年度 (平成25年3月31日)	構成比 (%)
投資その他の資産合計		11,915,627	92.5
固定資産合計		12,041,348	93.5
資産合計		12,875,344	100.0
負債の部			
流動負債			
関係会社短期借入金		2,666,367	
1年内返済予定の関係会社長期借入金		1,247,508	
未払法人税等		3,816	
賞与引当金		10,077	
リース債務		9,497	
その他		47,557	
流動負債合計		3,984,822	30.9
固定負債			
関係会社長期借入金		6,694,588	
リース債務		10,429	
退職給付引当金		37,921	
役員退職慰労引当金		45,764	
その他		14,524	
固定負債合計		6,803,226	52.8
負債合計		10,788,050	83.8
純資産の部			
株主資本			
資本金		107,500	0.8
利益剰余金			
利益準備金		26,875	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,952,918	
利益剰余金合計		1,979,793	15.4
株主資本合計		2,087,293	16.2
純資産合計		2,087,293	16.2
負債純資産合計		12,875,344	100.0

【損益計算書】

(単位：千円)

	注記 番号	第14期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	百分比 (%)
売上高	1	780,888	100.0
売上総利益		780,888	100.0
販売費及び一般管理費	2	718,795	92.0
営業利益		62,092	8.0
営業外収益			
受取利息	1	60,635	
受取配当金	1	378,600	
雑収入	1	65,653	
営業外収益合計		504,888	64.7
営業外費用			
支払利息	1	166,191	
雑損失		2,200	
営業外費用合計		168,391	21.6
経常利益		398,589	51.0
特別損失			
固定資産除却損	3	4	
特別損失合計		4	0.0
税引前当期純利益		398,585	51.0
法人税、住民税及び事業税		4,624	
法人税等調整額		12,307	
法人税等合計		16,931	2.2
当期純利益		381,653	48.9

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第14期事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
株主資本		
資本金		
当期首残高	107,500	
当期変動額		
当期変動額合計	-	
当期末残高	107,500	
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	26,875	
当期変動額		
当期変動額合計	-	
当期末残高	26,875	
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,842,165	
当期変動額		
剰余金の配当	270,900	
当期純利益	381,653	
当期変動額合計	110,753	
当期末残高	1,952,918	
利益剰余金合計		
当期首残高	1,869,040	
当期変動額		
剰余金の配当	270,900	
当期純利益	381,653	
当期変動額合計	110,753	
当期末残高	1,979,793	
株主資本合計		
当期首残高	1,976,540	
当期変動額		
剰余金の配当	270,900	
当期純利益	381,653	
当期変動額合計	110,753	
当期末残高	2,087,293	
純資産合計		
当期首残高	1,976,540	
当期変動額		
剰余金の配当	270,900	
当期純利益	381,653	
当期変動額合計	110,753	
当期末残高	2,087,293	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～34年
車両運搬具	3年
工具、器具及び備品	4～15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法を採用しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	第14期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上高	772,462千円
受取利息	60,031千円
受取配当金	378,600千円
雑収入	62,988千円
支払利息	164,968千円

2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	第14期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
役員報酬	111,346千円
給料手当	176,269千円
賞与引当金繰入額	10,077千円
法定福利費	40,487千円
退職給付費用	7,307千円
役員退職慰労引当金繰入額	10,542千円
旅費交通費	63,580千円
減価償却費	13,233千円
地代家賃	58,779千円

3 固定資産除却損の主な内容は次のとおりであります。

	第14期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
工具、器具及び備品	4千円
計	4千円

(株主資本等変動計算書関係)

第14事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	2,150	-	-	2,150

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月15日 定時株主総会	普通株式	270,900	126,000	平成24年3月31日	平成24年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	227,900	106,000	平成25年3月31日	平成25年6月17日

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

- 2 【会社以外の団体の場合】
該当事項はありません。
- 3 【個人の場合】
該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

該当事項はありません。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年9月27日開催の対象者の取締役会において、当社の意向、対象者の企業価値の向上に関する検討、上記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書、同「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言及び同「対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」に記載の意見書その他の関連資料を踏まえ、また、同「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」「本公開買付けの背景等」及び「本公開買付け実施後の経営方針」に記載の内容を勘案し、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本取引が対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、取締役大野繁樹氏を除く取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役である大野繁樹氏は当社と本応募契約を締結していることから、本公開買付けについて対象者と利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

上記の取締役会には、対象者の監査役3名(うち社外監査役2名)の全員が出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

なお、当社の親会社であるメディシスは、対象者との間で本公開買付契約を平成25年9月27日付で締結しております。

本公開買付契約の概要は以下のとおりです。

- (a) 対象者は、本公開買付契約の締結後速やかに賛同決議を公表し、意見表明報告書を提出する。対象者は、本公開買付けの買付期間が満了するまでの間賛同決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとする。
- (b) 対象者は、対象者の業務等について、インサイダー取引規制の対象となる未公表の重要事実が存在しないことを確認し、本公開買付契約締結日以降に未公表の重要事実が生じた場合は、メディシスと協議の上、法令に定める方法により公表するものとする。
- (c) 本公開買付けが成立し、かつ、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合、対象者は全部取得条項付種類株式によるスクイズアウト手続きを実施する。

- (d) 本公開買付け成立後の公開買付者及び対象者の経営体制に関し、()大野繁樹氏が、特段の事情がない限り、本公開買付けの成立後も対象者の代表取締役として対象者の経営を行うものとし、その他の対象者の役員構成の詳細については、本公開買付けの成立後、メディシスと対象者が協議の上決定する、()メディシスは、対象者の役員として、当社グループより複数名の取締役及び監査役を指名する、()メディシスは、本公開買付けが成立した場合、大野繁樹氏を公開買付者の役員に指名する、()対象者は、本公開買付けが成立した場合、対象者の取締役会及び経営会議に、メディシスが指定する者若干名をオブザーバーとして参加させる。
- (e) 対象者は、善良なる管理者の注意をもって、かつ、本公開買付契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務遂行の方法により、対象者の業務の執行及び財産の管理・運営を行う。

(2) 公開買付者と対象者役員との間の合意

当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である大野繁樹氏との間で、大野繁樹氏が本書提出日現在所有する対象者の普通株式の全て(816,000株、所有割合:54.92%)について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を平成25年9月27日付で締結しております。なお、大野繁樹氏は、(a)当社の本応募契約上の表明保証(注1)が真実かつ正確ではない場合、(b)当社に本応募契約上の義務(注2)の違反がある場合、(c)適用ある法令等に従い本公開買付けの開始に必要な手続の全てが採られていない場合、本公開買付けに応募せず、又は本応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、大野繁樹氏がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。なお、大野繁樹氏が本応募契約において応募することが予定されている対象者普通株式の全部又は一部を本公開買付けに応募しなかった場合には、買付予定数の下限に達せず、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。

また、本応募契約上、平成27年3月期又は平成28年3月期におけるケイエムの営業利益が一定の水準を下回った場合において当社が要請したときは、大野繁樹氏は、ケイエムの株式又は事業を4億円にケイエムの現預金の金額(但し、有利子負債の金額を控除する。)を加算した金額で承継することとしております。

(注1)本応募契約においては、()当社の適法な設立及び有効な存続、権利能力・行為能力、()法令等・社内規則に従った手続の履践、()本応募契約の執行可能性、()当社が反社会的勢力との関与がなく、反社会的行為を行っていないこと、()法令等・社内規則・契約・政府機関の処分への違反の不存在、()当社の資力が当社の表明保証事項とされております。

(注2)本応募契約において、当社は、()法令等に従って本公開買付けを開始するために必要な準備を行う義務、()当社の表明保証違反となる行為を行わず、表明保証違反若しくはそのおそれ又は本応募契約上の義務の違反が生じた場合には、その内容を直ちに大野繁樹氏に通知する義務、()秘密保持の義務、()契約上の地位及び権利義務の譲渡禁止の義務を負っています。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引 所名又は認可 金融商品取引 業協会名	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)						
	平成25年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高株価	1,579	1,570	1,900	1,127	1,154	1,175	1,105
最低株価	1,415	1,385	1,110	975	990	974	955

(注1) 平成25年9月については、9月27日までのものです。

(注2) 株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、対象者普通株式は、当該統合日の平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場しております。それ以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第22期（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）平成24年 6 月27日福岡財務支局長に提出

事業年度 第23期（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）平成25年 6 月26日福岡財務支局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第24期第 1 四半期（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日）平成25年 8 月12日福岡財務支局長に提出

事業年度 第24期第 2 四半期（自 平成25年 7 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）平成25年11月13日福岡財務支局長に提出予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の第22期有価証券報告書の訂正報告書）を平成24年11月16日に福岡財務支局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社トータル・メディカルサービス
（福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目17番22号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）
証券会員制法人福岡証券取引所
（福岡市中央区天神二丁目14番 2 号）

5 【その他】

該当事項はありません。